

○東京都台東区景観審議会規則

平成14年12月10日

規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都台東区景観条例(平成14年10月台東区条例第43号)第37条の規定に基づき、東京都台東区景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 区民 4人以内
- (3) 区議会議員 2人以内
- (4) 区職員 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条第1項第1号に規定する委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事を若干人置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市づくり部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年3月31日規則第37号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成23年8月12日規則第37号)

この規則は、平成23年8月15日から施行する。